

職業訓練センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第三十七号

職業訓練センター規則の一部を改正する規則

職業訓練センター規則（昭和四十九年秋田県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（受講の手續）</p> <p>第三条 前条各号に掲げる職業訓練を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申込書を秋田県立秋田技術専門校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 受講希望者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 受講を希望する職業訓練の名称</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項</p> <p>2 略</p> <p>（修了証書の授与）</p> <p>第六条 校長は、所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与するものとする。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第七条 労働者に対する職業訓練を実施するため、センターを使用しようとする者は、利用する日の一週間前までに次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を提出し、校長の許可を受けなければならない。</p>	<p>（受講の手續）</p> <p>第三条 前条各号に掲げる職業訓練を受けようとする者は、受講申込書（様式第一号）を秋田県立秋田技術専門校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（修了証書の授与）</p> <p>第六条 校長は、所定の課程を修了した者に対して、修了証書（様式第二号）を授与するものとする。ただし、校長がその必要がないと認めるものについては、この限りではない。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第七条 労働者に対する職業訓練を実施するため、センターを使用しようとする者は、利用する日の属する月の前月の二十日までに職業訓練センター使用許可申請書（様式第三号）を提出し、校長の許可を受けなければならない。</p>

<p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 使用目的及び使用日時</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項</p>	<p>2 略</p>
--	----------------

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。